

令和7年度 地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類の公示送達について

地方税法第20条の2及び中津市税条例第18条の規定に基づき次の者に対する令和7年度地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類を居所不明等により公示送達する。

ただし、送達を受けるものより直接請求があった場合、直ちに当初保管の当該書類を交付する。



令和8年7月17日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 7月 15日

下記の書類は、当市 総務部__税務課 に保管しておりますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

 $1 \text{ } \diagup \text{ } 1$ [illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。